



FAX飛躍

JR東労組 東京地本青年部

これ以上組合員の声を封殺することは許さない！

シリーズその④

⑤もはや、組織内において別組織として行動していると言われても致し方ない。

★「組織内において別組織としての行動」とは具体的に何か、根拠を示せ！

中央本部との認識の違いなどを理由に、別組織として規定することは誤りであることを指摘します。同一組織内の別機関であり、起きている事象や組合員の悩みは異なります。同一組織内の一機関を吊し上げ、別組織として規定していますが東京地本は別組織ではなく別機関です。日本語の使い方が誤っています。

2019年12月25日付の大宮地本の情報に「大会方針を担わない地本役員は東労組から退場しろ！」とあります。そのような言葉は同じ機関の中で述べるべき言葉ではありません。そのようなことを情報化する地方本部に対し、中央本部から指導をすべきです。また、機関会議で12地本の団結と統制を乱す発言は組織として否定されるべきです。

⑥組織としては統制処分に値する。

★統制処分についての根拠を規約規則に基づいて示せ！

いつ、どこで、何を行なったことに対する統制処分なのか、客観的事実と規約規則に具体的に当てはめて述べるべきです。「統制処分」という言葉を脅しがいに使用していますが、会社が「懲戒処分」にすると同質であり、世間一般にはパワハラに該当することを指摘します。

⑦東京地本とは引き続き、個人訴訟の詳細と申1号の議事録の提出を求めて議論していく。

★支持しないと述べる中央本部と議論する価値はあるのか？

個人訴訟の詳細は東京地裁へ提訴している事柄であり、地本はそもそも窓口ではありません。訴状については、本人か代理人へ聞くべき事柄で東京地本に確認をしてくることも自体が誤りです。

東京地本申1号については議事録確認すらしていません。さらに団体交渉すら終えていなく、一部項目を対立で終えているだけです。議事録確認をしていない団体交渉の議事録を出せと言うなら、18春闘大敗北総括の根拠となる闘争申1号の議事録確認がされていない議事録を全地方本部に示してから東京地本へ意見すべきです。

中央本部はちゃんと議事録を示せ！